



最高裁判所民事判例研究(民集49巻7号)

八田, 卓也

(Citation)

法学協会雑誌, 114(7):870-881

(Issue Date)

1997-07

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004120>



最高裁判所民事判例研究

東京大学判例研究会

民集四九卷七号

三四 宗教法人において、檀信徒名簿が備え付けられていて、檀徒であることが法人の代表役員を補佐する機関である総代に選任されるための要件とされ、予算編成、不動産の処分等の法人の維持経営に係る諸般の事項の決定につき、総代による意見の表明を通じて檀徒の意見が反映される体制となっており、檀徒による法人の維持経営の妨害行為が除名処分事由とされている場合、当該檀徒の地位にあると主張する者がその地位にあることの確認を求める訴えは適法である。

裁判所法三条、民事訴訟法二二五条

平成七年七月一八日第三小法廷判決（平成四年判第一二六〇号、木村文治）民集四九卷七号二七一七頁

（対満徳寺、檀徒の地位確認請求事件）

〔事実〕 Xほか数名（原告・控訴人。なおこの内Xのみ上告）は、高野山真言宗の末寺である宗教法人Y寺（被告・被控訴人・被上告人）の檀徒であったが、昭和六三年七月二五日に書面による意思表示によりY寺はXらを檀徒の地位から除名した（以下この除名処分を本件除名処分という）。本件除名処分は、Y寺において適用されている高野山真言宗規一四二条二号に規定されている檀信徒名簿からの除名事由の内、「宗団もしくは寺院、又は教会の維持経営を妨害する者」という事由が存在するとして為されたものである。Xらは本件除名処分を不服として、Y寺を被告に、「XらがY寺の檀徒の地位にあることを確認する」旨の請求を立て、訴えを提起した。一審では、訴訟要件の問題として①檀徒の地位が、確認の利益の

ある法律上の地位であり、裁判所の判断の対象になり得る事項か、本案の問題として②本件除名処分は有効か、の二点が争点になり、裁判所は①について檀徒の地位の確認の訴えは適法であるとしたうえ、②の本案の問題に入り本件除名処分を有効として請求を棄却した。なお一審裁判所は檀徒の地位の確認の訴えを適法とするにあたり、原告が本件訴訟により求めているのは主に宗教生活上檀徒として取扱われることである点を指摘しており、また、檀徒の地位には法律上の地位のほか宗教的地位の側面があるが、裁判所が檀徒の地位を確定したとしてもそれは法律上の地位としての側面のみ及ぶものであり、宗教的地位としての側面には及ばない旨を詳説している。Xらはこの一審判決を不服として控訴したが、二審は、特に根拠は示さぬまま檀徒の地位は単なる宗教団体内の地位にすぎず、本件訴訟は具体的な権利又は法律関係に関する紛争に当たらないとして第一審を取り消し、訴えを却下した。これに対しXが上告。

〔判旨〕 原判決破棄・差戻し。

「宗教法人法は、檀徒等の信者については、宗教法人の自主性を尊重しつつその最終的な意思決定に信者の意見が反映されるよう、宗教法人の一定の重要な行為につき、信者に対して公告をするものとしている（同法一二条三項、二三条、二六条二項、三四条一項、三五条三項、四四条二項）が、信者と宗教法人との間の権利義務ないし法律関係について直接に明らかにする規定を置いていないから、檀徒等の信者の地位が具体的な権利義務ないし法律関係を含む法律上の地位ということができるかどうかは、当該宗教法人が同法一二条一項に基づく規則等において檀徒等の信者をどのようなものとして位置付けているかを検討して決すべきこととなる。

記録によると、所論の檀徒の地位に関しては、宗教法人法一二条一項に基づくY寺の規則（宗教法人「Y寺」規則）等において次のような規定が置かれていることが明らかである。

(1) Y寺の規則一六条は、Y寺の檀信徒につき、Y寺の包括宗教法人である「高野山真言宗の教義を信奉し、この寺院の維持経営に協力する者を檀信徒という。」と定める。

(2) 高野山真言宗の宗規中のY寺に関係する条項が同規則三四条によりY寺にも適用されるところ、右宗規の一四一条一

項は「寺院及び教会は、檀信徒名簿を備え付けなければならない。」と定め、また、その一四二条は檀信徒の除名について「檀信徒であつて、左に掲げる各号の一に該当するときは、住職は管長の承認を得て檀信徒名簿から除名することができる。

一 教義信条に反し、異議を唱うる者、二 宗団若しくは寺院、又は教会の維持経営を妨害する者」と定めており、これらの条項はY寺において適用されている。

(3) Y寺においては、宗教法人法一八条に基づく代表役員及び責任役員の外に、代表役員を補佐し、Y寺の維持経営に協力することを基本的職務とする総代六人を法人組織上の機関として設置している（同規則一七条一項、四項）ところ、檀信徒の地位にあることが総代に選任されるための要件とされ（同条二項）、総代であることが代表役員以外の責任役員に選任されるための要件とされている（同規則七条三項）。

(4) Y寺においては、代表役員には宗教的活動の主宰者の地位にある住職の職にある者をもって充てることとされている（同規則七条一項）ところ、住職の選任に際しては総代の意見を聴かなければならず（同条二項）、また、Y寺の基本財産等の設定・変更や不動産、宝物の処分等（同規則二〇条、二二条一項）、予算の編成等（同規則二五条、二八条、三一条）、規則の変更及び合併（同規則三三条に際しても総代の意見を聴かなければならないものとされており、さらに、総代は決算の報告を受けるものとされている（同規則三〇条）。

以上によれば、Y寺においては、檀信徒名簿が備え付けられていて、檀徒であることがY寺の代表役員を補佐する機関である総代に選任されるための要件とされており、予算編成、不動産の処分等のY寺の維持経営に係る諸般の事項の決定につき、総代による意見の表明を通じて檀徒の意見が反映される体制となっており、檀徒によるY寺の維持経営の妨害行為が除名処分事由とされているのであるから、Y寺における檀徒の地位は、具体的な権利義務ないし法律関係を含む法律上の地位ということができる。

そうすると、Y寺における檀徒の地位は宗教上の地位にすぎず、本件訴訟は具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争に当たらないとして、本件訴えを却下した原判決には法令の解釈適用を誤った違法があり、この違法は原判決の結論に影

響を及ぼすことが明らかである。」

〔評釈〕 判旨に反対する。

一 本判決は、宗教法人のいわゆる信者の地位にあると主張する者が、その地位にあることの確認を請求することが許されるか、に關する初めての最高裁判所の判例である。

民事訴訟の対象となるのは、法律に特別の規定がある場合を除き「法律上の争訟」（裁判所法三条）に限られるとされている。そして判例上「法律上の争訟」とは①当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に關する紛争であつて、②かつそれが法令の適用により終局的に解決することが出来るものを指すと解されてきた（最判三小昭和五六年四月七日民集三五卷三号四四三頁〔板まんだら事件〕参照）。本判決は、宗教法人の信者の地位の確認の訴えの適法性を、この法律上の争訟性の、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に關する紛争であることという①の要件を具備しているか、という観点から問題としている。

①に言う当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に關する紛争であることは、訴訟物とされた請求が具体的な権利義務ないし法律關係に關する主張であることを意味すると一般的に解されている（中野貞一郎『松浦警』鈴木正裕編『民事訴訟法講義（第三版）』（平八）一六〇頁〔福永有利執筆〕等）。本判決も、訴訟物とされた「檀徒の地位」が具体的な権利義務ないし法律關係を含む法律上の地位といえるか、を問題としている。これからすれば、本判決で問題とされたのは、いわゆる請求適格の問題であり、確認の利益（権利保護の必要ないし利益）まで肯定されたものではなく、訴訟物とされた「檀徒の地位」の存在を確認することが原告の権利ないし法的地位の保護にとって必要かつ適切・有効とは言えないとして訴えを却下する余地は残されていると理解することも、法律上の争訟性と確認の利益を峻別するとすれば、論理的には可能であろう。しかし、本件において保護が求められているのは（後述のように原告の真の意図はともかくとして）、本判決が檀徒の地位に含まれるという「具体的な権利義務ないし法律關係」そのものだというべきであらう。であるとすれば、本判決が檀徒の地位の確認の法律上の争訟性（正確には第①の要件）を肯定しておいて、確認の利益を否定する余地を残したとは考えにくい。

事実判旨も「本案につき更に審理させるため」差し戻しをしている。判旨は、確認の利益の問題も含め、本件訴訟の訴訟要件を肯定したものと見るべきであろう。

二 下級審レベルで宗教法人のいわゆる信者の地位にあると主張する者がその地位の確認を請求できるかが問題とされた判例には、本件一・二審判決の他以下のものがある。①高松高判昭和四三年二月二二日判例時報五二七号五八頁（寺院の檀徒）、②大阪高判平成二年二月一八日判例タイムズ七四八号二一七頁（神社の氏子）、③東京高判平成五年六月二九日判例時報一五〇〇号一七〇頁（プロテスタント派キリスト教会の信者）。

以上三判例はいずれも、各事案における信者が宗教法人法にいう「信者その他の利害関係人」に該当し、宗教法人法が「信者その他の利害関係人」に法律上の地位を与えているということを根拠に、確認の訴えを適法としている（なお、信者の確認の訴えを不適法とした例としては本件二審の他、判例③原審横浜地判平成四年三月二七日判例タイムズ八五七号二五九頁が知られている）。但し、信者が宗教法人法に言う「信者その他の利害関係人」に該当するか否かの判断に際して、判例①③が、当該宗教法人における信者の規則上の位置付けを参照し、そこから信者が当該宗教法人と密接な関係を持つ構成分子であることを認定し、それを根拠に当該信者が宗教法人法二三条、二六条二項、三四条一項、三五条三項、四四二条二項に言う「信者」に該当するものとするのに対し（本件一審も、ほぼ同じアプローチであると言える）、判例②が、当該神社における氏子の規則上の位置付けを検討しないまま、氏子が宗教法人法二二条、一二条三項、二三条、二六条二項、三四条一項、三五条三項、四四二条二項にいう「信者」に該当するものとしている点に差異がある（これは、宗教法人法に言う「信者」の解釈に関する判例①③と②との間の基本的な立場の相違に基づくものと思われる。判例①③は宗教法人法二三条、二六条二項、三四条一項、三五条三項、四四二条二項にいう「信者その他の利害関係人」は宗教法人法二二条にいう「信者」と異なり、いわゆる信者の中でも特に当該宗教法人と密接な関係を持つ一定範囲の者を指すと捉えていると思われるのに対し、判例②は宗教法人法二二条とその他の規定で特に区別せず、宗教法人法上の「信者」を、その宗教を信仰する人という意味でのいわゆる信者として捉えていると考えられる。本判決はこの点では判例②と思考を共通している様である）。

なお、判例①③において参照された信者の規則上の扱いは以下のようなものである。判例①…(1) 檀徒の地位の得喪に關する規定の存在。(2) 所属寺院宗門の護持興隆への關与(所属寺院等の護持興隆を図る護持興隆を組織する地位の取得。寺院護持・宗門布教・財政確立等に関する宗教区の諮問機關たる檀信徒教区集会代表者の推薦資格)。(3) 檀徒總代への被選任資格(總代は住職等の選任その他重要事項の協議に關与する権限を持ち、責任役員は被選任資格をもつ)。(4) 寺院に課される宗費への檀徒負担金の負担。判例③…(1) 地位取得に關する規定の存在。(2) 献金義務(献金により教会財政が運営)。(3) 議決機關の代議員・監事・責任役員等への被選任資格。(4) 重要財産処分の際の信徒への公告義務。(5) 規則の目的変更の際の信徒の同意調達義務(三分の二以上)。

三 信者の地位以外に、本人が宗教法人(団体)内の特定の地位にあることの確認を求める訴えが適法かどうか問題となった判例に以下のものがある。まず、下級審レベルのものとして、④大阪高判昭和四〇年七月一二日高民集一八卷四号三六四頁(ほんみちという宗教法人(団体)における宗教上の主宰者たる「甘露台」たる地位)、⑤大阪高判昭和四一年四月八日高民集一九卷三号二二六頁(寺院の住職)、⑥名古屋地判昭和五一年四月一六日判例時報八四一七〇頁(キリスト教カトリック修道会の会員)、⑦東京高判昭和五一年四月二八日判例時報八二四号六九頁(寺院の住職)、⑧大阪高判昭和五二年五月二六日判例時報八六一号七六頁(キリスト教カトリック教会司祭・主任司祭)、⑨名古屋高判昭和五五年一月二八日判例時報一〇六号五八頁(キリスト教カトリック修道会の会員)。次に、最高裁の判例として、⑩最判一小昭和四四年七月一〇日民集二三卷八号一四二三頁(銀閣寺事件)(寺院の住職。⑤上告審)、⑪最判三小昭和五五年一月二一日民集三四卷一頁(種徳寺事件)(寺院の住職。⑦上告審)、⑫最判一小昭和五五年四月一〇日判例時報九七三三号八五頁(本門寺事件)(寺院の代表役員・責任役員)。

以上の判例を概観すると、判例は問題とされた地位の確認の訴えの適法性を判断するにあたり、当該宗教法人においてその地位にいかなる位置付けが与えられているかを具体的に検討してきたといえる。そして、宗教法人上機関として設置が義務付けられている代表役員・責任役員を除き、判例において地位の確認の適法性が肯定された事例(右の判例⑥⑧⑨)に

おいては、問題とされた地位に、報酬や生活費の請求権、寺院・教会等建物の居住のための使用権等の具体的な利益が結びついてゐることが指摘できる（その他、宗教法人（団体）内の特定の地位の請求適格が問題とされた判例に京都地判昭和五三年二月一四日判例時報九二〇号二〇八頁（仏教宗派の管長）、大阪高判昭和五四年七月一八日判例タイムズ三九五号六七頁（仏教宗派の管長）、静岡地判昭和五八年三月三〇日判例時報一〇八一号三八頁（仏教宗派の管長）、東京高判昭和六〇年十一月二一日判例時報一七三号一四頁（仏教宗派の管長）があるが、いずれもある者がその地位にあることを第三者が争っている事例であり、これらにおいては自己の地位の確認の請求の場合と異なり請求適格の問題と訴えの利益の問題が区別して把握されているので以下の検討からははずす）。

これらの判例（⑥⑧⑨）と対比すると、信者の地位の確認の適法性を肯定した下級審判例（①②③）が、信者の地位に結び付けられる具体的利益を抽出してそれを根拠とするのではなく、宗教法人法が「信者その他の利害関係人」に「法律上の地位」を与えていることを最終的な根拠としている点で、特殊な枠組を用いていると評価することが出来ると思われる（判例①③においては当該信者の各宗教法人上の位置付けが検討されているが、それは宗教法人法に言う「信者その他の利害関係人」と言えるかの前提として検討されている点で、上記判例とその意味が異なる）。

四 信者の地位が問題とされた下級審判例（①②③）と対比した場合、本判決は、宗教法人法上の「信者その他の利害関係人」に関する規定は信者と宗教法人との間の権利義務ないし法律関係を定めたものではないとしてこれを参照することを否定し、当該宗教法人に於ける信者の組織上の位置付けを直接参照し、信者たる地位に結び付けられている権限を探索している点に特徴がある。

ある地位の確認が求められる場合、それによつて原告が保護を求めるのはその地位に結び付けられている具体的な諸効果であろう。そしてその地位の確認の訴えの利益が肯定される場合、その根拠となるのもその地位に結び付けられている具体的な諸効果であろう。判例①②③はその効果が具体的にいかなるものであるかを明らかにせず宗教法人法が「信者その他の利害関係人」に「法律上の地位」を与えていることを根拠に信者の地位の確認の訴えを適法としていたのに対し（もっとも

本件一審はY寺における檀徒の地位が「宗教法人としてのY寺の存立そのもの、あるいはその財産関係に影響を及ぼしうる」法律上の地位である旨を認定しているが、これも確認による保護の対象となる具体的効果・利益を明らかにしたものでない、本判決はその具体的な効果を探求すべきことを明らかにしたものであり、他の宗教法人内の特定の地位の確認が求められた判例の場合と同様の考察方法をとる事を明らかにしたという意味をもつと考えられる（本判決が檀徒がY寺の「構成分子」といえるか否かを問題としていないこともこの文脈で捉えられる）（もともと、宗教法人法上「信者その他の利害関係人」に法律上の保護に値するような具体的な権利ないし効果が結び付けられている場合には、かかる具体的権利等を根拠に信者の地位の確認の適法性を基礎付けることが可能となるが、本判決は、宗教法人法上の信者の地位は具体的な権利義務ないし法律関係を一般的に含まないことを明らかにして、これも否定している。宗教法人法は信者の権利義務ないし法律関係につき定めてはいない旨の判示は最判三小平成七年二月二日民集四九卷二号二三一頁においてすでになされているが、同判決に於ける右判示は、宗教法人法を根拠としては信者たる檀徒が代表役員の地位を争う適格を有しているというとはできないという文脈でなされたものであり、宗教法人法の規定が一般的に信者と宗教法人の権利義務・法律関係を基礎付けられないという趣旨だとは必ずしも言えなかった。本判決はこの点を明らかにしたものであり、その点で独自の意義を有していると評価できよう）。

五 しかし、本判決が、本件に於ける檀徒の地位の確認の訴えの適法性の根拠として抽出した要素を検討すると、問題とされた地位にむすびつけられた具体的利益の抽出を図ってきた先述の判例（⑥⑧⑨）と異なる傾向を指摘できる。

本判決がY寺における檀徒の具体的位置付けを検討する中で、檀徒の地位の確認の適法性を肯定する根拠として挙げているのは、Y寺の規則等上、（一）檀信徒名簿が備え付けられていること、（二）檀徒であることが檀徒総代になる要件となっていること、（三）Y寺の維持経営にかかる諸般の事項の決定につき、総代による意見の表明を通じて檀徒の意見が反映される体制となっていること、（四）檀徒によるY寺の維持経営の妨害行為が除名処分事由とされていること、である。このうち、（一）・（四）は檀徒たる地位の要件に関わる要素といえる。ある地位が具体的な権利義務ないし法律関係を含むと言えるかは基本的にはその地位に結び付けられた効果を基準に判断するべきだとすれば、これらは檀徒たる地位の確認の訴え

の適法性を基礎付ける要素としては弱いと思われる（四）は檀徒には寺院の維持経営を妨害してはならないという義務が存することを意味すると解することもできるが、檀徒に一定の義務の存することは、檀徒の地位の確認を本人が請求することの適法性の根拠とはなり難い。次に（三）であるが、判旨は諸般の事項の決定につき檀徒の意見が反映される体制となつていと述べている。この要素は檀徒の地位に結び付けられた利益と見ることも不可能ではないかも知れない。が、（三）の根拠は、Y寺規則上諸般の事項の決定につき総代の意見を聴くことが義務付けられていることにあると思われる。しかし、宗教法人に義務付けられているのは総代の意見を「聴く」ことだけであるし、また総代が檀徒の総意を反映して意見を述べるものが制度上保障されているわけではない。判旨は、宗教法人法上の諸般の事項に関する信者に対する公告の規定は檀徒の地位の具体的権利義務ないし法律関係性を基礎付けないとしており、かかる判旨の立場からは（三）をもって檀徒の地位の確認の訴えの適法性の決定的根拠とすることは困難だろう。残りは（二）ということになる。判旨によれば、総代は代表役員を補佐し諸般の事項の決定につき意見を表明することにより、寺院の管理運営に関与する権限を持つが、かかる権限は宗教法人Y寺全体の利益のために与えられた権限であり、総代となつた者個人の利益の為にある権限ではない。従つて檀徒の地位に結び付けられた「総代になり得る」という効果を持つて、檀徒たる本人に生じる利益とは言いがたい。

以上によれば、本判決は、法人組織上一定の役割を果たしているが、判例⑥⑨におけるカトリック修道会の会員のよう、本人に生じる具体的利益が認められるような地位とは言えないものについて、その確認の訴えの適法性を肯定したものであり、その点で特徴があるといえる。もつとも最高裁は、代表役員や責任役員の地位について、その地位にある者に生じる具体的利益を根拠とすることなく、それが宗教法人の「機関」たることを理由にその確認の訴えの適法性を肯定している（判例⑩）。これからすれば法人組織上の役割を考慮してその地位の確認の訴えを肯定する本件判旨の立場は一貫していると言える。が、代表役員や責任役員は宗教法人法上それぞれ代表機関・議決機関として設置が義務付けられているものであり、そうではない信者の地位についてまで法人組織上の役割を考慮して確認の訴えの適法性を認めた点で、本判決はかなり踏み込んだという印象をぬぐえない（判例①②③等の下級審が宗教法人法に依拠したのは、信者の地位に結び付けられた利益を具体的

に探求してはその地位の確認の適法性を基礎付けられないと考えたからとも推察できる。なお、判例①③の事案においては、信者が信者の地位において直接宗教法人の運営に関与する余地が一応認められていたと言えるのに対し、上記によれば本件宗教法人Y寺に於ける檀徒は、檀徒総代の要件たる地位を有するのみであるといえ、この点で本判決は信者の地位に関する従来の下級審判例よりも踏み込んでいると評価できよう。

六 本判決が、法人組織上の役割を根拠に確認の訴えを適法としたという本評釈の理解が正しいとすれば、かかる本判決の姿勢が、他の団体（法人に限らず、権利能力なき社団を含む）内の地位の確認が求められた場合にも及ぶのが問題となる。しかし、本判決が檀徒の地位の確認の訴えの適法性を肯定した背景には、宗教法人の信者としての檀徒の地位の特殊性が影響している様にも思われる。すなわち、檀徒は本来的には宗教団体の信者としての宗教上の地位が主であり、かかる地位には宗教生活上の利益（一審は、葬祭、供養等の利益という）が結びついている。原告が本件確認の訴えでもって確保することを企図した利益も、これら宗教生活上の利益であることが本件一・二審の認定から窺われる。ところで本件一審（および田中・後掲調査官解説）は、檀徒の地位が法律上の地位の側面と宗教上の地位の側面の二側面を有することを前提として、地位の存否の確認の判決の既判力は檀徒の地位の法律上の側面にのみおよび、檀徒の地位存在の確認判決により、Y寺がXを宗教生活上も檀徒として扱わなければならないことになることはない旨を強調している。しかしすでに指摘されているとおり、既判力は後訴との関係で問題となるものであり、既判力の及否は、宗教生活上の檀徒の地位にとつてはそれほど意味は持たないと考えられる（伊藤眞「宗教団体の内部紛争と裁判所の審判権」判例タイムズ七一〇号（平元）四頁、特に一一―一二頁参照）。むしろ、宗教生活上の側面に対しては判決の事実上の影響が問題とされるべきであると思われる、この観点からすれば、仮に判決により法律上の側面に限定するとして檀徒の地位の存在の確認の判決が為された場合でも、当該宗教法人（団体）が原告を宗教生活上檀徒として扱うことを拒否することが事実上可能かどうかには疑問を覚えざるをえない。檀徒の地位の存否の確認の判決は、檀徒に生じる宗教生活上の利益との関係でも意味を有すると見るべきであろう。裁判所がかかる実状を無視するとは考えられない。とすればむしろ、本判決は表面上法的側面に限定して檀徒の地位の存否の判断をするこ

とを通して、信者に宗教生活上の利益の保護を裁判上求める道を認めたと解することもできるのではないか。

もしこのように本判決は実質的には信者の宗教生活上の利益を根拠にその確認の訴えの適法性を肯定したのであり、組織上の役割に関する判示は表面上のロジックにすぎないとするれば、かかる本判決の立場は、宗教事項に対する裁判所の不介入を強調する従来の判例との整合性を維持する必要上、正面から信者の宗教生活上の利益を根拠として確認の訴えの適法性の判断をすることができなかったという特殊性に由来するものであり、かかる特殊性をもたない他の団体等にまでそれが及ぶものではないと評価することができよう。

このように、宗教法人の組織上の地位を介して、宗教上の地位に介入するという手法は、代表役員の地位の存否の確認の前提として、宗教上の主宰者たる住職等の地位に対する判断をするという手法（判例⑫等）とも共通する。裁判所の立場を考えれば、この様な扱いもやむを得ないと言えるかもしれない。しかし、実質的考慮と判旨上のロジックをあまりに乖離させることは判例としては不安定性を抱える要因になるのではないかと思う。私見としては、本件における檀徒の地位には宗教生活上の利益以外には具体的利益を見出すことはできないと考えるので、かかる宗教生活上の利益が確認の訴えの利益の根拠にならないとすれば、裁判所としては訴を却下するべきではなかったかと考える。

七 なお、判旨の実質的意図はさておき、本判決が宗教団体内の紛争の介入に対しかなり積極的な姿勢を見せていることは否定できないだろう。が、この点で最高裁内で、本判決を下した第三小法廷と第一・第二小法廷の間に若干の態度の差異が見受けられる。

第一小法廷は、宗教法人の意思決定機関においてなされた賦課金を増額する旨の決議の効力を、賦課金を負担する立場にある者が争い、決議無効確認を請求した事案において、決議の効力を争うよりも当該賦課金の債務不存在の確認を求める方が紛争の抜本的な解決につながるとして確認の利益を否定し（最判昭和六二年三月一二日金融商事判例七六九号四一頁）、宗教法人に於ける懲戒処分 of 効力を被処分者が争い、処分無効確認を請求した事案において、当該処分が結果として財産的不利益をもたらしうることを肯定しつつ、その場合にはかかる財産的不利益自体を訴訟物として訴えを提起すべきであるとして、

法律上の争訟性を否定した（最判平成四年一月二三日民集四六卷一頁一頁）。いずれも確認の訴えに認められる紛争への早期・包括的介入性を考慮して、紛争がせっぱ詰まるまでは介入を差し控えるという態度を示したものと評価できよう。これに対し、第三小法廷は、最判平成七年二月二一日民集四九卷二号二二一頁において、代表役員の地位の不存在の確認の訴えの原告適格を持つ者として、代表役員に任免される立場にある者を挙げている。が、第一小法廷の立場からは、代表役員に任免される立場にある者は、実際に代表役員により免職された場合に、その免職処分を争って自己の地位の存在の確認を請求すれば良いともいえる（東京高判昭和六〇年一月二一日判例時報一一七三号一四頁参照）。

第二小法廷は、訴外者が被告宗教法人の代表役員（住職が当然になるものとされていた）の地位にないことの確認を原告が請求し、その訴えの適法性の根拠として自分が住職を選任する権利を介して代表役員を選任する権利を有することを主張した事案において、当該訴外者が被告宗教法人の代表役員の地位にないことを確認しても、彼が住職の地位にないことまでは確定されず、住職を選任する権利を介した原告の代表役員の選任権に関する紛争は解決しないとして、訴えの利益を否定した（最判平成二年一〇月二九日判例時報一三六六号四六頁）。これに対し、第三小法廷は前掲最判平成七年二月二一日において、代表役員の地位の前提となる宗教上の地位の任免に関与することを通じて代表役員の任免に関与する者にも他人の代表役員の地位不存在の確認請求をする利益を認めている。

最近、第二小法廷は、最判平成八年六月二四日（判例時報一五七五号五〇頁）において、代表役員の地位不存在の確認請求の原告適格に関し、一般論としては第三小法廷（前掲最判平成七年二月二一日）に追随する判断を示した（但し結論は訴え却下）。今後、最高裁の判断がどの方向で収斂していくのか、興味深い。

本判決の解説・評釈には、田中豊・ジュリスト一〇八一号（平七）七四頁、酒井一・法学教室一八五号（平八）一一四頁、高地茂世・判例評論四四七号（判例時報一五五八号）（平八）二〇九頁、木村俊夫・平成七年重要判例解説（ジュリスト一〇九一号）（平八）六頁がある。なお、脱稿後、校正中に、田中豊・法曹時報四九卷五号二二六頁（平九）に接した。

（八 田 卓 也）